

岡本の国会での質問

162-衆-決算行政監視委員会-3号 平成17年04月13日

○細川委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、大変御無理申し上げまして、町村外務大臣にもお越しいただいて、今の日本を取り巻く外交状況について、ぜひ御報告そして御説明いただきたいと思ひましてお願いをしたところでございます。

多くの皆様方がもう御存じのとおり、今、日本の外交が大変厳しい状況に置かれているのも事実だと思っております。言うまでもなく、韓国、中国といった近隣諸国との関連が大変厳しい中でございますけれども、先般、先週末ですか、反日デモが起こった中国、また、韓国においても同様の日本に対する厳しい抗議の運動が出ているようでございます。

こういった状況の中で、今、日本は、国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指しておるわけでございますが、今この現状を踏まえた上で、今後の見通しについて大臣から御説明をいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 常任理事国入りの見通しというお尋ねでございました。

もとよりこの常任理事国入り、そのための前提としての国連憲章を変えなければいけないわけでございますが、これは大変難しい作業でございます。特に安保理の関係で言うならば、国連ができて六十年のうち憲章がその関連で変えられたのはたった一回だけでございます。非常任理事国の数をふやすという改正が一回行われただけ。この一事を見ても、それでも、日本国憲法はまだ一度も変えておりませんけれども、でも憲章はまだたった一回だけということから見ても、各国の利害が錯綜する中で大変に難しい作業だ。だから、今まで過去に何度かそういう雰囲気が出て議論が盛り上がったけれども、結局何も手つかずで今日まで来ているというのが現在の姿だろうと思ひます。

したがって、私も、もとよりそう容易なことではと思っております。特に、三分の二の国の改正案についての批准、承認が必要で、その三分の二の中には現在の常任理事国五カ国がすべて含まれていなければいけない。その中には、したがって、中国もアメリカもロシアも、こういうことになるわけですから、そういう意味で、大変容易なことではないな、こう思っております。

ただ、委員御承知のように、昨年来からずっと各方面での議論が盛り上がり、三月にはアナン事務総長の報告書も出され、今、毎月開かれております、国連総会では専ら国連改革、特にその中心である安保理改革の議論が大変活発に行われてきております。そういう状況の中で、事務総長報告は、九月に各国の首脳が集まりますが、その前までにしっかりと結論を出すように、そういう報告をまとめておりますので、私どもとしては、そういう方向に沿って、志を同じくする国々と一緒になって今努力をしております。

確かに、中国その他、今後しっかりと話をして理解を得なければならない国があるのも承知をいたしておりますけれども、私としては、外交努力を行うことによってこうした国々の理解を得ることは可能である、こういう判断に立って、今後引き続き努力をしまいたいと考えているところであります。

○岡本(充)委員 昨日、私、夜のニュースを拝見しておりましたので、大臣がおっしゃられているそのニュースの内容と非常に同じことをおっしゃっていただいたわけですがけれども、私が見させていただいた番組の中でも大臣が御指摘をされていた今のお話でございます。

その道のりが大変厳しいというのもよくよく承知はしておる中でございますが、今回の中国との関

係をよりよいものにしていくための取り組みというのは今後どのように行っていくのか。大臣がちよつと御予定もあるようでございますので、大臣に重ねて御質問をさせていただいて、十七日からの日中外交会談に向けての御決意を含めて、お話をいただければと思います。

○町村国務大臣 来週日曜日あるいは月曜日に先方外交部長と話し合いをしよう、こう思って準備をしているところでございます。

これは、もう委員御承知のとおり、長い長い日中間の歴史の中で、特に戦争中の不幸な歴史というものが、その反省というものの上に立って、さらに日中共同宣言等々、国交正常化がなされ、その後、友好の歴史を歩んできたと思っております。

しかし、今回のこうした動きを見るにつけ、表面上確かに経済関係、人の往来、非常に大きくなってきておりますけれども、一番深層心理の部分でなかなか相通じないものがやはりあるんだなということも改めて感じるところでございます。

しかし、考えてみると、歴史の認識といったようなものについて、国柄が違うところで同じ認識を持つということが果たして可能なんだろうか。その努力はしなきゃならないけれども、現実そう容易なことではないということで、この歴史認識の問題がある限り日中間の本当の友好はでき上がらないのかというと、もちろんそれは歴史認識が一致すればそれにこしたことはございませんが、そうでないとしても、私は、いろいろな手段を通じて、しっかりとした、違いは違いとして認めつつも、しかし多くの面で共通点もあるし共通の利益もあります。そうしたものをさらに伸ばしていく。

今まさに経済関係は、日米貿易を超えて日中貿易の方がトータルでそれを凌駕するに至ったという一事をとっても、私は日中関係というのは非常に深いつながりができてきている、こう思っております。

さらに、それを補完するものとして、例えば文化交流、学術交流、さまざまな交流を深めていく、あるいは環境面での協力、いろいろな形の協力があるわけでありまして、私は、今般外務大臣同士の話し合いで、そうした当面やれそうなことを幾つか、共同アクションプログラムとでもいいでしょうか、共同でできる行動計画という形でまとめ上げる、一遍にまとまらないかもしれませんが努力をしていきたい、こう思っております。

他方、例えば海底油田の問題でありますとか海洋調査船の問題でありますとか、そういうある意味では日中関係を改善するための大きな一つの争点になっている問題もあります。こうした問題につきましても、やはりしっかりと話し合いをして、お互いの理解を深めながら、対立ではなくて協調し得る道というものをお互いに探っていく努力というものをやっていきたい、こう考えております。

なかなか奇手妙手で、これさえやれば全部うまくいくということは正直言ってないと思います。そういう意味で、なかなか難しいことではあるかと思いますが、これは政治、外交面の努力はもとよりでございますが、それ以外の幅広い分野の方々の御努力によって日中間のよりよい関係というものをしっかりと構築する努力をしてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 時間がありませんので、もう一つだけ聞かせてください。

今回のそういった日中間の交渉の中で、今回中国における反日デモで在中国日本大使館に損害が出た、こういうような話が出ています。

こういった損害についても中国に対して補償を求めていくのか。また、日本がこれまで進めてきた東シナ海におけるいわゆる海洋権益の問題でも、今回の事案にとらわれることなく前向きに推進をしていく御決意かをお聞かせいただきたいと思います。

○町村国務大臣 先般の日曜日の午前中に私は王毅大使に外務省にお越しをいただきまして、その折に幾つかの点を申し上げたわけでございます。その中の一つに、在外公館に被害が発生をした、あるいは民間の企業あるいはお店等にも被害が発生をした、こうしたことについて損害の賠償を求めますよということは申し上げましたので、この週末、来週の日中外交会談ではそのことも申し上げようと思っております。

また、海洋の問題につきまして、油田開発について、今いろいろな話し合いが日中間で行われております。しかし、現実には昨年十月、第一回の協議と銘打って行われた後、引き続きやりましょう、引き続き情報提供をしてくださいという話をしてもらったわけですが、現実には中国側の反応がこれまでございませんでした。

そういう中で、日本側の試掘権をどうしようかという問題も実は出てきておりますが、この問題も、基本的な精神としては、これは対立の海ではなくて協調の海にしたい、こういう基本的な考え方のもとで、日中共同でこの資源開発をどこまで、どういう形でやり得るのかということについて、より具体の議論をしていきたい、かように考えているところでございます。

○岡本(充)委員 今回の事案があったがために日本の外交の方針が揺らぐことなく、基本的な部分においてはぜひ前向きに進めていっていただきたいというふうに願います。どうも大臣、ありがとうございます。

ここから先は政府参考人の方にちょっとお伺いをさせていただきたいわけですが、今大臣にも確認をさせていただきましたが、今回のこの中国に補償を求めるの件ですね。在外公館に損害が出た、これに対して中国に損害賠償を求めるんだと大臣はおっしゃいましたけれども、同様の例と言えるかどうかわかりませんが、米国などは、かつて中国大使館に被害が出たときに中国政府にきちっと補償をしてもらった、こういった前例があります。

これは、一九九五年のユーゴスラビア大使館誤爆事件の後の抗議に対して、北京にあるアメリカ大使館、ここへ大量のデモ隊が押し寄せて損害が出た。大使館の建物、施設に損害が出た。こちらについては、米国は補てんをさせていただいております。そういった意味で、日本もきちっと補てんをしてもらうよう申し述べなければいけないと思っております。

ここで確認をさせていただきたいんですが、昨年夏のサッカーのアジアカップのとき、このときも大変な中国の国民からの日本に対するブーイングがあったわけですが、このときにたしか中国公使の車が破損をしたと記憶しております。この車については補てんをさせていただいたんでしょうか。

○齋木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の事案につきましては、中国側に対して厳しく抗議を申し入れて、補てんをするようにということを要求しておりまして、まだこの件については先方とのやりとりが続行中であるというふうに承知しております。

○岡本(充)委員 もう大分たつわけなんですけれども、これについても、額は今回ほど大きくないのかもしれませんが、うやむやなままになるということがあってはならないのではないかと。要するに、毅然とした態度で交渉するという中において、同じことが繰り返されるということがあってはならないのではないかとという観点からも、ぜひ今回はしっかりと中国にその補償を求めていただきたいというふうに思っております。

ここで、私は会計検査院の方にちょっと視点を変えてお伺いをしたいと思っておりますけれども、この中国における反日デモで大使館や総領事館がかなりの損害を受けたわけなんですけれども、この損害を受けて、この修理代をどういった形で出すかということなんです。先日、外務省の方からお伺いしたところ、修理代を修繕管理費で賄う可能性について御教唆いただきました。原因者がはっきりしているこのような事態に対して、修繕管理費からの出費ということになると科目が違うのではないかとというふうに考えるわけですが、この修繕管理費で外務省が在外公館の修理をするということに対して、会計検査院としてはやはり不適切であるという指摘をされるわけでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○諸澤会計検査院当局者 お答え申し上げます。

大使館等の窓ガラスが破損したということなどにつきましては、会計検査院といたしましても報道

により承知しているところでございます。建物等の修理代についてでございますけれども、一般論として申し上げますと、緊急に補修する必要が生じた場合に国費を支出するということはやむを得ないというふうに考えております。

しかし、その場合でありまして、それが第三者による破損ということであれば、その者に求償する必要があるというふうに考えているところでございます。

本件につきましては、具体的な予算の執行状況等につきまして外務省の対応が適切かどうか検討してまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 先ほど指摘させていただいた、昨年夏の例えば車の修繕費については、もう年度が変わっているわけですがけれども、本年、検査の対象になり得るというふうに考えてよろしいわけですか。

○諸澤会計検査院当局者 私ども、そのような外務省の在外におけるいろいろな予算の執行状況については把握をし検査をしているところでございますので、本件についてもそういう検査の一つとして考えているところでございます。

○岡本(充)委員 私は、今回のこの件についても、そして昨年サッカーのアジアカップのときの日本の公使車に対する損害についても、きちっと補てんを、補償を求めていかなければ、やはり会計検査院としては、不適切な税金の使用だと。国民の皆さん方の税金ですからね、それをどのように使うかということに対して、しっかりと会計検査院の目からも御指摘をしていただきたいというふうに思います。

さて、もう一つ中国の絡みでお話をお伺いしたいんですが、中国には今たくさん日本人が観光旅行にも行っておりますし、また在留邦人として現地で仕事してみえます。こういった皆様方が、今回のこの反日デモに大変恐怖を覚え、また生活に支障を来す、こういったことがあつてはならないと思うわけでございますけれども、今後どういった措置をとるのか。一部のツアー会社には、早くも中国向けツアー自粛の動きがあるやにも聞いておるんですけれども、こういった在留邦人また旅行者の保護に関して、今後どのような措置をとっていかれるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○鹿取政府参考人 まず、中国側への申し入れでございますけれども、九日に谷内事務次官から程永華在京中国公使に対して、また、同じく九日、阿南中国大使から喬宗淮中国外交部副部長に対して、在留邦人の安全及び日系企業の正常な営業の確保のため必要な措置を講じるよう要請いたしております。また、先ほど大臣からも御答弁ございましたが、十日には大臣が王毅中国大使を招致いたしまして、在留邦人、日本企業及び日本大使館の保護のため有効な措置をとるよう要請したところでございます。

以上の中国側への申し入れに加えまして、在中国の大使館及び総領事館では、それぞれ在留邦人それから邦人企業に対して安全に対する注意喚起を行っておりますとともに、緊密に協議をしております。

また、外務本省では、速報としてスポット情報というものを出してございまして、現在の中国の状況それから注意喚起、これを行っております。また、スポット情報を発出するとともに、日本における邦人企業であるとかあるいは旅行者に対しても注意喚起を行っているところでございます。

○岡本(充)委員 一部の報道によると、在外公館、大使館や総領事館に日本人の方は近づかないでください、こういったニュースが流れているというようなことも聞いておりますが、本来の業務は、困った日本人の方が行くのが業務の一つであるわけですね。在外邦人の保護ということが大変重要な任務であるにもかかわらず、近づけないという現状。また、もう一つ私、問題として指摘させていただきたいのは、テレビそして新聞などが大使館の被害を取材に行こうと思ったら、中国政府に

その行動をとめられた、そして取材に行く者を限られた、限定された、こういった話も聞いております。

本来、日本人の方が日本の大使館に行く、それが取材であれ何であれ、行くことに対して制限を設けられるということも、これまた一つ大きな問題じゃないかと思っておりますので、あわせてこの点についても今後しかるべき協議をお願いしたいと思います。

さて、本当は、本日は私、決算行政監視委員会ですので、決算行政監視委員会の大きなテーマである決算検査報告、この内容について御質問をしたいと思っております。今回のこの中国の事態の緊急性にかんがみまして、前段で少し時間をとってしまいましたが、ここからは、話をこの平成十五年度決算検査報告の内容に切りかえていきたいと思っております。

これだけ分厚い資料と、そして、概要といえども、これだけ分厚い資料をいただくと、かなり読むのもつらい量であります。

そういった中で、今、この検査、大変多岐にわたって調査が行われているのだなというのがお見受けしてよくわかったところでございますし、また、いただいた実地検査の現状、平成十六年次に実施した検査の施行率は以下のとおりになっておりますという資料をいただきました。調査官の延べ日数は三万八千五百日人となっていて、そして検査は総勢、本省、本庁、そして本社、また都道府県単位の地方出先機関等といったところだけでも一万三千四百六十検査箇所、実際に行ったのが二千七百五十三カ所だ、こういうような報告をいただいております。

実際に調査官の方が八百人か九百人ぐらいみえるように聞いておりますが、この方々の数が、この人数であるがゆえにこの検査報告書になっているのか。もしくは、日本にはもっともっと本当は検査報告すべき不適切な税金の使用があるにもかかわらず、調査官の人数が不足しているがゆえにこの厚さしか出てこないのか。いろいろ考えておるんですけれども、会計検査院としては、この平成十五年度決算検査報告書、この厚さというのは、マンパワーの限界と感じてみえるのか、これがすべてであるというふうに考えてみえるのか、どちらかお答えいただきたいと思っております。

○森下会計検査院長 お答えをいたします。

会計検査院といたしましては、膨大な予算それから多数の検査対象について、限られた人員や期間でよい検査成績を上げるために、検査対象機関の予算や事業規模、それからこれまでの検査実績などを勘案いたしまして、毎年度、検査課ごとに検査計画を策定した上で、問題の所在が見込まれる箇所から重点的に実地検査を実施しております。

このように、重点的な検査を実施しておりますので、人員をふやしますと、それなりに報告事項はふえるという関係があらうかと思っておりますが、比例的にふえていくというものではないと考えているところでございます。

○岡本(充)委員 私がきのうちよつと質問通告させていただいた内容でございますから、それに沿ってお答えをいただいたんですが、物事、何でも通告をして、質問に準備していただいて答えていただく、これは確かに質問の趣旨もよく反映できていいのかもしれませんが、その一方で、無通告で質問すると、それはそれで思わぬ御答弁をいただけたりする、こういった面もあります。

同様に、この会計検査の検査も、通告をして検査に行くのか、また無通告で行くのかによって、その得られるものが大きく違うと思っております。実際に、この検査、例えば平成十六年次、一万三千四百六十検査箇所、実地が二千七百五十三カ所行かれています中で、無通告で検査に行かれていますのは何件ぐらいあるんですか。

○石野会計検査院当局者 実数のことですので、私からお答えいたします。

今の無通告の検査の実績でございますけれども、平成十五年次におきましては九カ所、十六年次におきましては七カ所について無通告の検査を行っているという実態でございます。

○岡本(充)委員 私も公務員であったことがありますし、また実際にいろいろな形で国立の機関

にかかわっていた時代があるわけでございまして、実態を御説明させていただくと、私、今でも大学の客員研究員ですが、こういったところにおると、メールが回ってくるわけですね。何月何日会計検査院が来ます、さあ皆さん、身じまいを正して、身ざれいにして待っていきましょう、こういう話があって、みんなが準備をする。そして検査に行く、そしてしゃんしゃんで見て回って帰っていかれる、こういったような検査の実態。実際に私、会計検査院の方が来られる日に、来られるという通告をされた場所で横で見えていましたけれども、こうやってしゃんしゃんで本当に見て回っていかれるんですよ。

実際の実態の調査官の方は、人数の制約もあるし、より効率的に回らなければいけないと思ってみえるかもしれませんが、こういった検査体制で本当に問題点が把握できるのか。本当は、帳簿は常に置いておかなければいけないものであるわけですから、帳簿を探しに行かなければいけないから、事前に、二週間も三週間も前にお話しておいて、準備をしておいていただいて、それから行くということであってはまずいのではないかというふうに思うわけなんですけれども、この点については院長はどのようにお考えですか。

○森下会計検査院長 会計検査院が実地検査に従事する職員は、先ほど、調査官約九百人ということでございます。これでもって多数の検査箇所を検査するためには、効率のよい検査ということを考えなければいけないということでもあります。

会計検査というのは、個々の会計経理の適否にとどまらず、事業全体の効果に及ぶような広い観点からの検査を行っております。そのためには、検査上、既存の資料の上にさらに必要な説明資料などもあらかじめ作成していただくことが必要なことが、これは随分とあるわけでございます。そういった準備の期間を見るために、通告をして検査をするというのが通例となっております。

もし、そういう場合に、仮に無通告で検査をしようとした場合には、会計経理の検査の対象は過去のものでございますので、経理の担当者がもう既に交代をしていたり、あるいは、過去の帳簿が今のところになかったりというようなことがございます。それで検査が能率的に進められないということがありますので、そういった支障が生じるということから、通告をするということにいたしております。

ただし、例えば現金のあり高、あるいは物品の現在高だけを調べますという場合には、無通告で検査を行うことは効果があるというふうに考えておまして、先ほど、毎年十件ぐらい無通告で行っているというのは、そのような内容の検査を行っているものでございます。

○岡本(充)委員 それに加えて、物品の使用状況、どのくらいの頻度で使っているかというのも、これは無通告で見に行ったらよりその実態がわかるわけなんです。ぜひ、これから無通告での検査、調査をふやしていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、それについてはいかがお考えでしょう。

○森下会計検査院長 現在の無通告の検査のあり方は、一つは今御説明したようなことでやっておるわけでございます。そのほかに無通告で行えば効果的なものがあれば、そのような検査を試みていきたいというふうに考えます。

○岡本(充)委員 そのほかに有効な検査、今お話しさせていただいたとおり、物品の使用状況というのは、これは無通告で見に行った方がよりその状況がわかりますから、ぜひふやしていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、この中の内容を見ていきますと、どういった調査をして、検査をして、そしてどういった改善をしたか、そういったところが載っています。改善の措置を講じてどういうふうになったかということも、この概要の中に確かに載っています。また、この冊子の中を見ると、どういうふうに処置をするべきであったかということも書いてあります。しかし、それが一つ一つ改善されたとしても、私は、さいの河原の石積みじゃありませんけれども、正直言っ

て、一部を見ているにすぎないんじゃないか、もっともっとたくさんのお不適切な税金の使用があることを見逃しているのではないかという危惧を持っています。これは、恐らく院長も同じことを思ってみえと思えます。

そういった中で、今後、同様の不適切な税金使用が起これない措置をとっていくためには、一つに対しては改善措置を一つとる、例えばその担当官に注意をする、もしくは研修を受けてもらう、こういったことはできるかもしれませんが、同じような事案を繰り返さないというためには、どのような措置をとっていかれるのか。会計検査院として再発防止という意味でどのような措置をとられているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○森下会計検査院長 検査報告で、毎年多額の、そしてかつ多数の不当な事態を指摘してきております。このようなことが毎年発生しており、後を絶たないということは、会計検査院としても大変遺憾なことだというふうに考えております。

このように、毎年不当な事態が発生する原因として考えられますのは、一つは、事務事業を執行する関係者、担当者において、必要な会計経理の知識が不足しているのではないかと、それから、そういう会計事務に対する注意力が不足しているのではないかと、それから、公金が国民からの血税によるものであるというその強い認識が不足しているのではないかと、こういった公務員としての自覚が十分でないことによって生じているというふうに考えられるわけでございます。公金を使用しようとする者は、今日のように国の財政状況が厳しい状況のもとでは、一層、経済的、効率的あるいは有効に使用するために、そういう使命を持って事に当たっていただきたいというふうに思えます。

会計検査院といたしまして、このような事態の再発を防止するためにどのような処置あるいは措置を講じているかと申し上げますと、検査報告で指摘した事項の再発防止を図る観点から、各省の会計課長あるいは出資法人等の監事、監査役の方たちを対象とする検査報告の説明会をやっております。これによって、このような不適正な事態が、当の省庁、それから他の省庁においても行われているということ了他山の石として認識をされて、みずからの会計事務あるいは監査事務に生かしていただきたいという趣旨でそのような説明会を開催しております。

それから、各府省や都道府県等の会計事務担当職員や内部監査担当職員を対象として、会計関係の法令あるいは監査技法の講習会を会計検査院において開催をしております。それから、各省庁等で開催をされております会計事務に関する講習会には、会計検査院の職員を派遣して、講師として会計事務の適正な執行の参考になるような講義をしてきております。

このように、いろいろな施策を講じながら、会計検査院としては、検査報告の指摘事項の再発が防止されるように努めているところでございます。

○岡本(充)委員 長く答えていただきましたけれども、そのことを繰り返しても、毎年同じだけ、これだけの冊子が出てくるということをぜひ認識していただいて、改善策によりよいものを講じていただきたいと思えます。

本日は、これで終わります。ありがとうございました。